

第4章 特定個人情報ファイルの保有の制限

第23条 特定個人情報保護評価

第23条 評価実施機関（実施機関及び実施機関の附属機関をいう。以下同じ。）は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価対象特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響について、自ら評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を実施し、これらの事態の発生を抑止することその他評価対象特定個人情報を適切に管理するために必要な措置を講ずるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、東京都規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 評価実施機関は、東京都規則で定めるところにより、特定個人情報保護評価の結果を記載した書面（以下「評価書」という。）を作成し、当該評価書を個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第59条に規定する個人情報保護委員会をいう。）へ提出するとともにこれを都民に公表するものとする。

趣旨

1 本条は、番号法第27条で規定する特定個人情報保護評価について、これを評価実施機関が実施する場合について定めたものである。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とするものであり、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。

2 第1項は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを保有しようとする場合及び特定個人情報ファイルに東京都特定個人情報保護評価規則（平成27年東京都規則第196号。以下「都保護評価規則」という。）で定める重要な変更を加えようとする場合には、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で評価対象特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることが義務付けられるものである。

3 特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）で定めるもので、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものと考えられる。具体的には、特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲、特定個人情報の使用目的、特定個人情報の突合、リスク対策（重大事故の発生を除く。）などである。

4 第2項は、評価実施機関が都保護評価規則に基づき、「基礎項目評価書」、「重点項目評価書」又は「全項目評価書」のいずれかを作成し、これらを個人情報保護委員会に提出するとともに都民に公表することを義務付けるものである。

運 用

「重要な変更」は、特定個人情報保護評価の対象となった制度・事務の見直しや使用するシステムの更新等により、当該特定個人情報ファイルの取扱いを変更する場合、社会情勢の変化や技術進歩により、直近の特定個人情報保護評価を実施した時点で採用していたリスク対策が陳腐化し、再検討が必要となる場合に生じると考えられる。

評価の再実施の要否については、情報公開課と協議の上、判断するものとする。

関係条例・規則・要綱

【東京都特定個人情報保護評価規則】

(評価の実施)

第2条 評価実施機関（条例第23条第1項に規定する評価実施機関をいう。）は、特定個人情報保護評価を行うに当たっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第59条に規定する個人情報保護委員会をいう。以下「委員会」という。）が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に沿って行うものとする。

(特定個人情報保護評価の計画等を記載した書面の作成)

第3条 知事は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「委員会規則」という。）第3条の規定及び指針により、各評価実施機関が特定個人情報保護評価を計画的に実施し、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するための書面（以下「計画管理書」という。）を作成しなければならない。

(基礎項目評価)

第4条 評価実施機関は、特定個人情報ファイル（次の各号に掲げるものを除く。以下同じ。）を保有しようとする前に、次項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下「基礎項目評価書」という。）を作成するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、委員会規則第11条に規定する重要な変更（以下「重要な変更」という。）を加えようとするときも、同様とする。

- 一 専ら評価実施機関の職員の人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの
- 二 条例第2条第3項第2号に掲げる個人情報ファイルに該当するもの
- 三 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が1,000人未満であるもの
- 四 健康保険法（大正11年法律第70号）第11条第1項の規定により設立された健康保険組合の保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録するもの
- 五 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第32条第2項に規定する存続組合、同法附則第48条第1

項の規定により指定された指定基金、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会又は地方公務員災害補償基金の保有する組合員若しくは組合員であった者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録するもの

2 基礎項目評価書には、委員会規則第2条第1号に基づき、次の各号に掲げる事項を評価した結果を記載しておかなければならない。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 評価実施機関における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための主な措置の実施状況（重点項目評価）

第5条 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次の各号に該当する場合には、第4条第1項に規定する基礎項目評価書を作成するとともに、次項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下「重点項目評価書」という。）を作成するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が1万人以上10万人未満である場合であって、当該事務に従事する者の数が500人以上であるとき又は当該評価実施機関において過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき若しくは当該評価実施機関が過去1年以内に当該評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったとき。
- 二 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が10万人以上30万人未満である場合であって、当該事務に従事する者の数が500人未満であるとき（当該評価実施機関において過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき又は当該評価実施機関が過去1年以内に当該評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったときを除く。）。

2 重点項目評価書には、委員会規則第2条第2号の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を評価した結果を記載しなければならない。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 評価実施機関における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

(全項目評価)

第6条 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が次の各号に該当する場合には、第4条第1項に規定する基礎項目評価書を作成するとともに、次項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下「全項目評価書」という。）を作成するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が10万人以上30万人未満である場合であって、当該事務に従事する者の数が500人以上であるとき又は当該評価実施機関において過去1年以内に特定個人情報に関する重大事故が発生したとき若しくは当該評価実施機関が過去1年以内に当該評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生を知ったとき。
- 二 評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数が30万人以上であるとき。

2 全項目評価書には、次の各号に掲げる事項を評価した結果を記載しておかなければならない。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 評価実施機関における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- 七 特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因

(評価書の作成)

第7条 評価実施機関は、前三条に規定する基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書を作成するに当たっては、それぞれ指針に定める様式及び方法によらなければならない。

(評価書等の提出)

第12条 評価実施機関は、前条の意見を聴いた後、特定個人情報ファイルを保有する前に、委員会に対し、公示対象評価書及び付加基礎項目評価書を速やかに提出するものとする。

2 評価実施機関は、次の各号に定める時期に、委員会に対し、基礎項目評価書（付加基礎項目評価書は除く。以下この項及び次条第2項において同じ。）を提出するものとする。

- 一 当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものである場合は、当該特定個人情報ファイルを保有する前であり、かつ、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前
- 二 当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでない場合は、当該特定個人情報ファイルを保有する前であり、かつ、当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討を完了する前

三 前二号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後可能な限り早い時期

3 評価実施機関は、委員会に対し、前二項の提出に併せて第3条の規定により作成した計画管理書を提出するものとする。

(評価書の公表)

第13条 評価実施機関は、前条第1項の規定に基づき公示対象評価書及び付加基礎項目評価書を提出した後、速やかに当該公示対象評価書及び付加基礎項目評価書を公表（法第28条第4項に規定する公表をいう。以下同じ。）するものとする。

2 評価実施機関は、前条第2項に基づき基礎項目評価書を委員会に対して提出した後、速やかに当該基礎項目評価書を公表するものとする。

3 前二項の規定による公示対象評価書及び基礎項目評価書（以下「評価書」という。）の公表については、第10条の規定を準用する。

(評価書の修正)

第14条 評価実施機関は、少なくとも1年ごとに、評価書に記載した事項の見直しを行うよう努めるものとし、評価実施機関が重大事故を発生させた場合その他当該評価書に記載した事項に変更があった場合（重要な変更は除く。）は、速やかに当該評価書を修正し、委員会に提出するものとする。

2 評価実施機関は、前項の規定による提出をしたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

(評価の再実施)

第15条 評価実施機関は、前条第1項の規定による見直しを行った結果、当該事務において新たに特定個人情報保護評価を実施する必要がある場合には、速やかに特定個人情報保護評価を再実施しなければならない。

2 評価実施機関は、前項の規定にかかわらず、評価書を公表した日から5年を経過する前に、公表している評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施しなければならない。

(事務の実施をやめた旨の通知)

第16条 評価実施機関は、公表した評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、委員会に対しその旨を通知するものとする。

(任意の評価)

第17条 評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務が第4条第1項各号に該当する場合又は第5条第1項各号若しくは第6条第1項各号の規定に該当しない場合であっても、任意で第4条から第6条までに規定する特定個人情報保護評価に係る措置を行うことができる。

第24条 第三者点検等

第24条 評価実施機関は、前条第2項によって作成した評価書であって東京都規則で定めるものを公示し、広く都民の意見を求めるものとする。

2 評価実施機関は、前項の規定により得られた意見を十分に考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いに関して、東京都情報公開条例第39条に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

趣 旨

1 特定個人情報保護評価は、評価実施機関が自らの責任を果たすために実施するものであり、自己評価が原則であるが、一方で、評価の適合性・妥当性を客観的に担保するため、番号法は、自己評価に加え、第三者による評価書の承認又は点検プロセスを設けている。

2 地方公共団体等は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第1項の規定に基づき、全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとされている。

都においては、都保護評価規則により、重点項目評価書及び全項目評価書について広く都民の意見を求めることとしている。

3 地方公共団体等の実施する特定個人情報保護評価については、地方公共団体等の特性を踏まえ、個人情報保護委員会の承認・抽出点検の対象とせず、地方公共団体等において第三者点検を受けるものとされており、個人情報保護審議会や個人情報保護審査会などによる点検を受けることが望ましいとされている。

都においては、東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づき、東京都情報公開・個人情報保護審議会に評価部会を設置し、当該第三者点検を実施している。

関係条例・規則・要綱

【東京都特定個人情報保護評価規則】

（評価書の公示）

第8条 評価実施機関は、条例第24条第1項の規定により、特定個人情報ファイルを保有する前に、重点項目評価書及び全項目評価書（以下「公示対象評価書」という。）を公示（法第28条第1項に規定する公示をいう。以下同じ。）し、広く都民の意見を求めるものとする。

（公示の時期）

第9条 評価実施機関は、公示対象評価書の公示を行うに当たっては、当該公示対象評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に、当該公示

対象評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものでないときは当該特定個人情報ファイルを取り扱う事務を実施する体制その他当該事務の実施に当たり必要な事項の検討と併せて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により緊急に特定個人情報ファイルを保有する又は特定個人情報ファイルに重要な変更を加える必要がある場合は、評価実施機関は、当該特定個人情報ファイルを保有した後又は当該特定個人情報ファイルに重要な変更を加えた後可能な限り早い時期に公示対象評価書の公示を行うものとする。

(公示の特例)

第10条 評価実施機関は、公示対象評価書の公示を行うに当たり、当該公示対象評価書が犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであるときは、その全部又は一部を公示しないことができる。

2 前項に規定する場合のほか、評価実施機関は、公示対象評価書に記載した事項を公示することにより、特定個人情報の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該公示対象評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

(第三者点検の実施)

第11条 評価実施機関は、条例第24条第2項の規定により、第8条の規定により得られた意見を十分に考慮し必要な見直しを行った後、当該公示対象評価書及び当該公示対象評価書と併せて作成した基礎項目評価書（以下「付加基礎項目評価書」という。）に記載されている特定個人情報ファイルの取扱いに関して、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第39条に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くものとする。

第25条 特定個人情報ファイルの作成の制限

第25条 個人番号利用事務等実施者は、法第19条第12号及び第14号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

趣 旨

- 1 個人番号利用事務等実施者は、個人番号を取り扱うことを許された範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成することが可能な立場にあるところ、許された範囲を超えて特定個人情報ファイルが作成された場合には個人の権利利益を侵害する危険が高いため、これを禁ずるものである。
- 2 「個人番号利用事務等処理するために必要な範囲」とは、番号法の規定により個人番号を利用できる個人番号利用事務等実施者の職員等が、当該事務の処理として特定個人情報ファイルを作成する場合であり、税務署に法定調書を提出するための事務に利用するべく、職員の個人番号を含む特定個人情報ファイルを作成する場合などが該当する。
- 3 番号法第19条は、特定個人情報の提供を原則禁止するとともに、一定の場合に例外を認めることとしており、この例外のうち、第12号及び第14号から第16号までに該当する場合には、特定個人情報ファイルを作成する必要性が認められる場合があるととも、作成することによる権利利益の侵害のおそれも考えにくいため、本条の例外とするものである。
- 4 本条違反の行為については、個人情報保護委員会による勧告の対象となる。
また、勧告に従わなかった場合又は勧告がなされていなくても緊急に措置をとる必要がある場合は是正命令の対象となり、命令に反した場合は刑事罰の対象となる（番号法第53条）。